

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金やその他の所得が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

※すでに給付金を受け取っている人は、新たに手続きは不要です。

- ④・老齢基礎年金を受給している65歳以上で、世帯全員の市町村民税が非課税となっており、前年の公的年金等の収入とその他の所得の合計額が92万6,500円以下
- ・障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて、前年所得が491万8,000円以下
- ※扶養親族等がいる人は金額が異なります。
- ※障害年金・遺族年金などの非課税収入は含まれません。

請求方法

新たに対象となった人に、9月上旬より日本年金機構から申請書が順次発送されています。期限までに提出してください。

④・日本年金機構 給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092(ナビダイヤル)

※050で始まる番号で電話する場合は☎03(5539)2216

受付時間 月曜日：午前8時30分～午後7時

(祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受付)

火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用不可

・日本年金機構 草津年金事務所 ☎(567)2220

・国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(583)9738



日本年金機構
ホームページ

令和9年度以降に適用される個人市民税・県民税の主な税制改正

④税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738

物価上昇局面における税負担の調整・就業調整対策の観点から、給与所得控除の最低保障額の見直しや扶養親族の合計所得金額に係る要件の引き上げ、住宅ローン控除の延長が行われます。

これらの改正は、令和8年中の所得を基礎とする令和9年度の個人住民税から適用されます。



市ホームページ

改正内容	改正前(令和8年度)	改正後(令和9年度)
給与所得控除の見直し	最低保障額65万円	最低保障額74万円 ※詳しくは、市HPをご覧ください
扶養親族等に係る所得要件の引き上げ	所得58万円以下 (給与収入*123万円以下)	所得62万円以下 (給与収入136万円以下)
ひとり親控除の対象となる扶養親族の所得要件の引き上げ	所得85万円以下 (給与収入150万円以下)	所得89万円以下 (給与収入163万円以下)
勤労学生控除の所得要件の引き上げ	所得85万円以下 (給与収入150万円以下)	所得89万円以下 (給与収入163万円以下)
非課税ライン (扶養なしの場合)	所得38万円以下 (給与収入103万円以下)	所得38万円以下 (給与収入112万円以下)
住宅ローン控除の延長	令和7年12月31日までに入居した人	令和12年12月31日までに入居した人

※給与収入金額は、所得税、住民税、社会保険料などが差し引かれる前の金額です。手取りではありません。また、給与収入以外の収入がある人は、金額が異なります。

④所得税の改正については、財務省・国税庁HPをご覧ください。



財務省パンフレット
令和8年度税制改正



国税庁
ホームページ